

平成20年度12月補正予算について

[注:( )は累計額  
単位:千円]

1. 「安心実現のための緊急総合対策」への対応

2, 621, 723

造林費(農林水産部 森林整備課) 138, 427 (727,726)

[	造林間伐促進費	72,322千円
	事業主体 市町、森林組合 など	
	補助対象 除間伐 など	
	補助率 国3/10 県1/10	
[	未整備森林緊急公的整備導入モデル事業費	66,105千円
	事業主体 市町、森林組合 など	
	補助対象 除間伐、雪起こし、倒木起こし、作業道開設 対象森林の調査、森林所有者の確認、境界確定 など	
	補助率 定額補助 25万円/ha以下	
	負担区分 国10/10	

治山費(農林水産部 森林整備課) 952, 622 (3,894,893)

[	山地防災治山事業費
	石手川(松山市)谷止工、本数調整伐 など 48か所
	(国1/2・1/3 県1/2・2/3)

道路橋りょう新設改良費(土木部 道路維持課) 400, 000 (18,241,562)

[	橋りょう補修事業費	150,000千円
	国道197号(大洲市、伊方町)橋脚補強 など 6か所	
	(国1/2 県1/2)	
[	災害防除事業費	30,000千円
	国道197号(伊方町)トンネル補強工	
	(国1/2 県1/2)	
[	交通安全施設等整備事業費	220,000千円
	壬生川新居浜野田線(西条市)防護柵 など 3か所	
	(国1/2 県1/2)	

河川改良費(土木部 河川課) 190, 000 (2,235,100)

[	河川改修費
	肱川(大洲市)築堤工
	(国1/2 県1/2)

砂防費(土木部 砂防課) 341, 250 (6,399,250)

[	通常砂防事業費	130,000千円
	西大谷川(四国中央市)溪流保全工 など 4か所	
	(国1/2 県1/2)	
[	急傾斜地崩壊対策事業費	211,250千円
	平和通(松山市)擁壁工 など 7か所	
	(国40/100~47.5/100 他1.8/100 県58.2/100~50.7/100)	

港湾建設費(土木部 港湾海岸課) 250, 000 (2,041,000)

[	港湾整備事業費
	宇和島港(宇和島市)防波堤 など 2か所
	(国4/10 他2/10 県4/10)

直轄道路事業費負担金(土木部 道路建設課) 234,400 (9,506,093)

〔国直轄道路事業(松山外環状道路インター線ほか)の道路整備に対する県負担金  
県負担率 0.86/3~4.5/10

直轄高速自動車道事業費負担金(土木部 道路建設課) 45,425 (1,181,050)

〔四国横断自動車道(宇和島北~西予宇和間)の道路整備に対する県負担金  
県負担率 0.1975

鹿野川ダム改造及び山鳥坂ダム建設費負担金(土木部 水資源対策課) 6,024 (723,150)

〔鹿野川ダム改造事業のダム警報施設の移設に対する県負担金  
県負担率 0.251

直轄河川事業費負担金(土木部 河川課) 43,000 (1,299,581)

〔国直轄河川改修事業(肱川及び重信川)の築堤護岸工等に対する県負担金  
県負担率 0.86/3

直轄港湾海岸事業費負担金(土木部 港湾海岸課) 20,575 (1,071,958)

〔国直轄港湾改修事業(三島川之江港金子地区)の防波堤工に対する県負担金  
負担率 県8,230/30,000 市4,115/30,000

2. 給与改定経費 12,876

職員給与改定費 12,876

一般会計 (13,114人)

一般職員	(94人)	777千円
警察職員	(1人)	10千円
小学校職員	(5,686人)	1,237千円
中学校職員	(3,181人)	3,073千円
中等教育学校職員	(214人)	548千円
高等学校職員	(3,040人)	6,936千円
特別支援学校職員	(898人)	295千円

[職員給与改定の概要]

1 諸手当の改定

・通勤手当の支給限度額の引上げ

月額 75,000円 → 78,000円 (3,000円増)

・教員特殊業務手当の引上げ

部活動指導業務	2,000円	→	2,400円	(400円増)
修学旅行等引率指導業務	1,700円	→	3,400円	(1,700円増)
対外運動競技等引率指導業務	2,400円	→	3,400円	(1,000円増)
非常災害時等の緊急業務	3,000円	→	6,000円	(3,000円増~3,200円増)
	~3,200円	→	~6,400円	

2 実施時期 21年1月1日

3. その他

〔債務負担行為限度額 1,157,000〕

漁業経営維持安定資金利子補給金(農林水産部 漁政課)

〔債務負担行為限度額 1,157,000〕

融資対象者	漁業経営再建計画の認定を受けた中小漁業者で、資金の借り入れにより対象債務の整理を行う必要がある場合 など
使途	既往債務の償還等固定化債務の整理に必要な資金
限度額	40,000千円
期間	10年以内(据置3年以内)
利子補給率	1.25%〔基準金利2.95%・貸付金利1.70%〕
融資機関	県信用漁業協同組合連合会、漁協